

## 調査措置ガイドライン 改訂内容

改訂後（新）	改訂前（旧）
<p>P. 40～41</p> <p>3) 届出書</p> <p>法第4条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第6による届出書を提出して行うものとなっている（規則第23条第1項及び第24条第1号～第4号）。</p> <p>①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</p> <p>③土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ</p> <p>④現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く）。にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p>	<p>P. 40～41</p> <p>3) 届出書</p> <p>法第4条第1項の届出は、次に掲げる事項を記載した規則様式第6による届出書を提出して行うものとなっている（規則第23条第1項及び第24条第1号～第4号）。</p> <p>①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</p> <p>②土地の形質の変更の対象となる土地の所在地</p> <p>③土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深さ</p> <p>④現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地（同条第1項本文の報告をした工場若しくは事業場の敷地又は同項ただし書の確認を受けた土地を除く）。にあっては、当該工場若しくは事業場の名称、当該有害物質使用特定施設の種類及び設置場所並びに当該有害物質使用特定施設において製造され、使用され、又は処理されていた特定有害物質の種類</p>

規則様式第6（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書）を Appendix「16. その他（規則様式）」に示す。

届出事項について、法第4条第3項の命令又は法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより1m深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を900 m<sup>2</sup>以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第24条第3号及び第4号、通知の記の第3の2(2)③）。

当該届出に当たっては、届出書に添えて、次に掲げるものを提出しなければならない（規則第23条第2項本文及び各号、通知の記の第3の2(2)③）。

- ①土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、登記事項証明書その他の当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面

このうち、①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示

規則様式第6（一定の規模以上の土地の形質の変更届出書）を Appendix「16. その他（規則様式）」に示す。

届出事項について、法第4条第3項の命令又は法第4条第2項に基づく土壤汚染状況調査においては、試料採取等の対象とする深さの範囲を、最大形質変更深さより1m深い深さまでに限定できることとしたことから、記載事項として当該形質変更の深さを追加することとした。また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の敷地等である場合にあっては、土地の形質の変更の届出を要する規模を900 m<sup>2</sup>以上としたことから、当該施設の種類及び設置場所を記載することとした（規則第24条第3号及び第4号、通知の記の第3の2(2)③）。

当該届出に当たっては、届出書に添えて、次に掲げるものを提出しなければならない（規則第23条第2項本文及び各号、通知の記の第3の2(2)③）。

- ①土地の形質の変更をしようとする場所及び深さの範囲を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- ②土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあっては、当該土地の所有者等の当該土地の形質の変更の実施についての同意書

このうち、①については、土地の形質の変更が行われる範囲を明示

した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する（通知の記の第3の2(2)③）。

また、②については、登記事項証明書を例示しているがそれに限るものではない。例えば、土地の所有者の所在を明らかにする書面として、土地の売買契約書や土地の形質の変更の工事における請負契約書又は同意書等が、土地の管理者又は占有者の所在を明らかにする書面として、公共施設の占有許可証等が想定される。（通知の記の第3の2(2)③）。

土地の所有者であることを証するために、登記事項証明書等と併せて公図の写しを添付することも想定される。

Appendix26\_12

（2）複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合  
（略）

なお、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出は法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等が行う必要があり、それぞれの土地ごとに土地の所有者等が行う必要がある。一方、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出は土地の形質の変更をしようとする者が土地の形質の変更をしようとする土地の所有者等の全員の同意を得て行う必要があり、法第3条第7項とは届出者が異なることに注意が

した図面であり、掘削部分と盛土部分が区別して表示されていることを要する（通知の記の第3の2(2)③）。

また、②については、土地の形質の変更の工事の請負契約書及び当該請負契約の発注者が当該土地の所有者等であることを証明する書類（所有者であることを証するのであれば、登記事項証明書及び公図の写し）が想定される（通知の記の第3の2(2)③）。

Appendix26\_12

（2）複数の事業場の敷地を跨いで土地の形質の変更を行う場合  
（略）

なお、法第3条第7項の土地の形質の変更の届出は法第3条第1項ただし書の確認に係る土地の所有者等が行う必要があり、それぞれの土地ごとに土地の所有者等が行う必要がある。一方、法第4条第1項の土地の形質の変更の届出は土地の形質の変更をしようとする者が土地の形質の変更をしようとする土地の所有者等の全員の同意を得て行う必要があり、法第3条第7項とは届出者が異なることに注意が

必要である。

必要である。